

政治思想の諸相

——ピューリタニズムと近代デモクラシー——

村山高康

1. 自然権と選挙権

絶対王制崩壊後の国家のありかたをめぐる平等派と独立派の論争は、近代国家の本質的な性格にたいする認識の相違から、その維持運営の方法にまで及んでいた。その論争の論点は、内乱の期間を通じてとくにニューモデル軍が政治の主導権を確保するにしたがってより鮮明になっていった。それはニューモデル軍が発したさまざまなトラクトのなかで、両者の主要な論点の力点がどこにあるかによっても明らかになる。

ニューモデル軍の総評議会 General Council of the Army は、1647年6月5日に採択された『軍の厳肅な契約』¹⁾にもとづいて組織された、軍幹部と兵士代表からなる合議機関である。それは政治の全般的問題を討議する場でもあり、同時に兵士の諸要求を軍幹部につきつけ交渉する場でもあった。軍幹部はこれを司令官の諮問機関とみなしていたが、兵士側はこれを軍の最高意思決定機関と考えていた。この組織は、実際にはおよそ9カ月程しか機能せず、短命に終わったが、しかし近代デモクラシー草創期の歴史的な実験としてみれば、極めて重要な検討対象であることは論をまたない。ニューモデル軍自体の構成が、原則的には身分制の否定と能力主義で指揮官を選び、そのうえピューリタン的信仰によって結びついた平等意識の強い空前の革命軍で

1) *A Solemen Engagement of the Army*, Jun. 5, 1647. A. S. P. Woodhouse, *Puritanism and Liberty*, (J. M. Dent and Sons, 1951). pp. 401-402. 以下 Woodhouse と略記。

あったことが、この軍総評議会を生み出した第一条件であろう。だかそれにもまして、この時代のピューリタン達、とくに独立派諸派が集会 Congregation をもち、そこにおいて活発に宗教的、政治的議論を行っていたことがより重要な前提であろう。こうした集会における討論を通じて政治活動を進めるピューリタン達の実績があればこそ、軍隊内に軍幹部と一般兵士の討論集会を設けるという発想が生まれかつ実現されたのである。1647年10月28日、当時軍の司令部がおかれたパトニーにおける討論は、数ある総評議会のうちでも最も重要なケースであろう。この討論の記録は、フェアファックスの秘書ウイリアム・クラークによって速記され、それがファース²⁾やウッドハウス³⁾の編集によって（部分的にはいえ）出版されたことにより、われわれもこれらの集会の内容とその雰囲気の一端にふれることができる。

総評議会は総司令官フェアファックスが病氣のため、副司令官クロムウェルを議長として開かれた。会議の冒頭、平等派の影響下にあった兵士代表団は突如『人民協約』⁴⁾なる文書を議長に提出しその審議を求めた。これはすでに発表された同趣旨の文書『正確に述べられた軍の主張』⁵⁾の再論であるが、『主張』に盛られた雑多で不揃いな改革案や諸要求、あるいは抗議や非難の口調などを『協約』ではすべて削除し、議会改革の方針と人民主権の思想を簡潔にまた力強く述べたものである。すなわち、議会改革案としては、選挙制度改革（成年男子普通選挙権）と長期議会の任期の限定（1648年9月末日解散）、および新たに選出された議員の任期を2年とすること、そして議会（庶民院）を国権の最高機関とすることである。さらに続けて『協約』は、議会といえども不可侵の人民の権利について述べ、信仰の自由、強制募兵からの自由、内戦中の言動の免責、法の前の平等、法の公共性などをあげつつ、これらは「われわれの生得の権利である」と宣言した⁶⁾。

2) C. H. Firth (ed.), *The Clarke Papers*, 4 vols. (Camden Society 1891-1901).

3) Woodhouse, 前掲書。

4) *An Agreement of the People for a firme Peace*, Oct. 1647. D. M. Wolfe, *Leveller Manifestoes*, (Humanities Press, 1967). pp. 223-234. 以下 Wolfe と略記。

5) *The Case of the Army Truly Stated*, Oct. 15, 1647. Wolfe, pp. 196-222.

6) *ibid.*, pp. 223-234.

この唐突に出された『人民協約』は、クロムウェルなど軍幹部には不意打ちであり、彼らは一様に不快な驚きを味わった。軍幹部の思惑では、彼らを約束不履行（かつて軍総評議会の名において発表した諸改革案の不履行）のかどで批判している文書『正確に述べられた軍の主張』を審議するために討論を行うのであり、その討論の場を通じて軍幹部の意図を兵士代表に周知せしめ、かつこれを説得する予定であった。しかし兵士代表は、ここに至って、これまでの軍による宣言はすべて白紙に還し、あまつさえ自らの『正確に述べられた軍の主張』をも破棄し、より明確な改革案を提示したのである。そしてこの改革案は、たんなる一時的・個別的内容ではなく、宗教色を完全に一掃した新たなる＜国家体制＞Civil Constitution を目指すもので、明らかに憲法草案としての性格をもつものにまで煮詰められていた。こうしてパトニー討論は、軍幹部と兵士代表の交渉や話し合いの場ではなく、階級的・政治的立場をふまえた思想的論争の場として歴史的色彩を帯びることになったのである。

平等派の思想を奉ずる兵士代表が、憲法草案としての『人民協約』を提起したのは、当時の社会状況の認識に基づく判断からである。すなわち、内戦の勃発と絶対王制の崩壊は、イングランドの伝統的国家体制が解体し、社会はいわゆる＜自然状態＞になったというものであり、ここからイングランドに全く新しい国家体制を築く必要性を導き出したのである。会議の冒頭、この『協約』についてクロムウェルが「まことにこの文書は、王国の統治そのものの重大なる変革を意味している。国家成立以来の統治〔様式〕の変革とさえいいうであろう」⁷⁾と述べたのもむべなるかなである。＜自然状態＞——ホップスの著書で名高いこの言葉は、当時にあっては既成の秩序の決定的解体を表現する言葉として広く用いられていた⁸⁾。平等派と兵士代表にとってこの＜自然状態＞における唯一の拠り所は、人間の生命を自ら保持する権利

7) Woodhouse, p. 7

8) M. Kishlansky, *Adversary Politics in the Long Parliament*, R. Cust and A. Hughes (ed.), (Arnold, 1997). p. 75.

すなわち自然権であり、この自然権こそ国家権力からの不可侵を保証るべきものであるがゆえに、この不可侵性を保証した憲法こそ、新しい国家体制の基礎とならなければならないと考えていた。こうした考えのうちには、リルバーンの述べたイングランドの現状認識が明瞭に反映されている⁹⁾。

「〔フェアファックス司令官〕とその軍隊は、上下両院の障害物にしてかつ支配的徒党〔長老派〕が、軍を破壊し王国全体を奴隸化しようとしている点に留意して、上下両院の指示や命令を批判するにとどまらず、積極的にそれらの指示や命令にたいし、不正や压制的なものや不義なるものとして服従しないのは当然である。そして今や彼らは〔國家の伝統的秩序が崩壊し〕原初的自然法 original law of nature へと解消したので、自然・両院の慣習・過去の諸宣言などがともに教示し認めているように、自己保存と安全のために剣をとったのである。そしてまた彼らの自然・理性・正義より出て、人民の間の一般的同意と相互の一致によって合意された、社会的原理に従って行動するのである」¹⁰⁾。かくして〈自然状態〉の内容をめぐる論争が始まった。それは、はたしてイングランドの伝統的統治体系が崩壊したか否かをめぐっての認識の問題から、るべき国家の体制にまでおよんだのである。

軍幹部の側から、この点について見解を述べたのはアイアトンである。「この王国の共同の権利と安全に一致するかぎり、王の肉体および彼らの権利をも存続せしめるべきである。……王の政府、あるいは貴族による政府は……現世における最も正統的な政府である」¹¹⁾ 「法律は庶民院のみによって制定されるばかりではない。それが法としての効力を發揮するためには、国王と貴族院の同意が不可欠であり、したがってイングランドの伝統的な国家体制を根底的に変革することは、できるだけ避けるべきである」¹²⁾。アイアトンにと

9) John Lilburne, *Rash Oaths Unwarrantable and the breaking of them as inexcusable*, May 31, 1647. [E. 393 (39)]. 以下〔 〕内の表示は、すべて British Library の shelf-mark を指す。

10) John Lilburne, *Jonah's Cry Out of the Whale's Belly*, July 26, 1647. [E. 400 (5)].

11) Woodhouse, p. 4.

12) *ibid.*, pp. 4-5.

っては、現下の事態は、伝統的秩序の混乱した緊急事態であり、<自然状態>ではないという認識である。そして当面の混乱した事態を収め、秩序と安定をはかるための現実的政策こそ彼の求めるものである。アイアトンは続けて述べる。「『提案要綱』¹³⁾において、われわれは平和にとって不可欠なものを提案した。……それは安全 safety を尊重することを希望したものである。それはわれわれの肉体にたいする安全、われわれの自由にたいする安全を意味する。これこそ永遠の法となろう。そしてこのような安全に一致するかぎりの実定法的体制 Positive Constitution を認めようではないか」¹⁴⁾。アイアトンは、この発言からも読みとれるように、権力をもち統治するもののたちはにたって状況を見る。そしてその立場からとる基本原則を<安全>safety おく。このようにとらえられた<安全>の概念は、統治者として果たすべき義務であると受けとめられる。ここから、国家権力の拘束をできるだけ排除することによって達成すべき自然権を主張する、平等派や兵士代表（被統治者の立場に立つ）との論点の相違が明らかになる。軍幹部にあっては、彼らが支配の立場に立つとき、何が彼らを拘束するかについて明らかにしなければならない。それは彼らにとって、その支配を円滑に進めるための現実的な配慮である。クロムウェルが、「いかなる義務 obligations がわれわれに課せられているのか。またわれわれはそれにどこまで拘束 engaged されているのか」¹⁵⁾という点を、討議の最初に提起したのもこのことに関連している。ここでいわれる<義務>とは何か。それはアイアトンによれば、「たとえ人が何事か正当ではないことを約束したとしても、つまり邪悪なことや、それを為すことが罪になることを約束したとしても、人はその約束したことを果たさねばならない」¹⁶⁾というものである。

13) *The Head of the Proposals offered by the Army*, Aug. 1, 1647. S. R. Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, (Oxford Paperback, 1979). No. 71. 以下 Gardiner と略記。

14) Woodhouse, p. 121.

15) *ibid.*, p. 9.

16) *ibid.*, pp. 25-26.

アイアトンは、1647年4月以来、自己の起草になるいくつかの軍の宣言の基本線を守り、またそれらの包括的内容をもつ『提案要綱』の路線を一步も譲るまいとして、契約の絶対性を盾に防戦した。もし平等派や兵士代表のいう＜自然状態＞を認め、既成のすべての‘契約’的事項がご破算になることを認めれば、以後のすべての政府は人民のリコールの脅威に恒常にさらされる。安定した体制の維持こそ、最優先の政治課題であると認識していた軍幹部にとって、これは最も避けなければならないものである。しかし契約の絶対性に依拠し、また既成の権威への恭順の姿勢を示す独立派軍幹部達が、単純な伝統的保守主義者であるはずがない。チャールズ1世を処刑したのは、ほかならぬ彼らである。にもかかわらず、彼らがこうしたスタンスを守ろうとしたのは、その漸進主義的改革路線と「中道的」政治意識から生まれたものであるが、一方未来を担う支配階級たらんとする独立生産者層の意識の反映でもあろう。近い将来、彼らは伝統的支配層とは妥協し、平等派など lower-middle class の政治思想の原理には共感しつつその原理を受け入れながらも階級的に敵対することを知っていた。したがって、ここにみられるような軍幹部の発言内容や姿勢にたいしては、当然兵士代表から反発をかった。

フェアファックス騎兵連隊兵士代表エドワード・セクスピアはいう。「われわれがこの王国と契約しわれわれの生命を賭したのは、まったくわれわれの生得権とイングランド人としての特権を守るためにであった。ところが〔アイアトンの〕いまの発言によれば、そうした権利は存在しないということである。われわれ数千の兵士達は命を懸けてたたかってきた。われわれはこの王国で、土地や資産をほとんど所有していない。だが生得権はもっている。しかしこの王国に土地をもつものでなければ、この国では権利がないということだ。われわれは騙されたのか。この王国にたいして何の権利もないのなら、われわれはただの傭兵にすぎなかつたのか。私と条件を同じくするも多い。彼らは現在ほとんど土地をもたないが、それでも彼らにたいする命令者たるそこの御二人〔クロムウェルとアイアトン〕と同様、またここに出席している人々と同様生得権をもっている。私の決意を一言でいえば、私は自分の生

得権を誰にも譲る気はないということだ。どんな障害やたくらみがあろうと、誰にも譲るつもりはない。もし貧民に生得権が与えられないなら……それは最大の躊躇となるであろう」¹⁷⁾と述べ、さらに別の兵士代表は、自然権や生得権の優越性に依拠しつつ軍幹部の契約絶対説を次のように反駁した。「人は誰でも、契約が事実上公正を欠いているが判り。また自分の良心にとってもそう思われるときには、その契約を破棄してもよいのである。私は、たとえいかなる期待や義務を負わされていようとも、もし後で神が自らを現し給いて〔啓示を与えられれば〕、たとえ1日に百の契約をしたとしても、すぐに破棄するであろう」¹⁸⁾。新たな実定法的自然権を求めるこうした平等派的主張は、そのまま国家体制の‘人為的再編’を要求する声となる。論争は、ここから理念と行動の微妙な境界をめぐる認識の問題に入る。それはリンゼイの指摘する次のような点である。兵士代表は、彼らにとって問題なのは既にどのような契約をかわしたかということではなく、何が正当かということである。だが「この何が正しく、正当なのかということは、じつは……彼らが何を正しいと思い、何を正当と考えるかということに」なるのである。「つまりこのように道徳的権利が絶対視されると、それが実際に適用されるに際しても、同じく絶対的なものとして通用させようとすることになる」、「これは歴史的な諸事情や現存する義務体系を考慮することを必要としなくなるものである。しかしこの民主主義の精神的原理は、現実の場に移されてみると、変哲論者のたは言となる」¹⁹⁾。アイアトンが攻撃したのは、この点であった。「私は、人々が思慮の浅い漠然とした考え方だけによって、正しいとか正しくないとか各自が判断し、そしてすべての契約を破棄してしまうと述べているのを聞いて、そこから結果するものがいかなるものか考えるだけでも慄然とする。……

17) *ibid.*, p. 69.

18) *ibid.*, p.34. この兵士は、クラークの速記録ではただ Buff-coat の兵士となっているが、後にクロムウェル騎兵連隊の兵士代表 Robert Everard と判明した。cf. Woodhouse, p. 6.

19) A.D. リンゼイ『民主主義の本質』永岡 薫訳（未来社 1964）。pp. 23-24. 強調は引用者。

もし諸君が自然法のみに訴えるのなら、まさにその自然法によってこの国土やその他すべてのものにたいし、諸君のもつ権利は、私のもつ権利と同等であるはずだ。それなら私も、諸君と同じように私の生存を支え、私の望む満足を与えてくれるすべてのものを確保する権利を有することにならぬか」。「また諸君のいう‘すべての人々’という言葉のなかには、外国人も召使も含まれていなければなぜなのか」²⁰⁾。

しかしこの論難と疑問は、平等派のいう〈人民〉概念にたいするアイアトンの無理解から派生していた。平等派にとって〈人民〉とは、必ずしもあるがままのイギリス人民全体や、ましてや外国人までもを意味してはいなかった。それは『人民協約』という名称にも示されているように、彼らはその内容を受け容れかつそれに署名²¹⁾するものを〈人民〉と考えたのである。すなわち自然権を自覺的に受けとめ、その内在的論理によって行動する(すなわち自然法に従って行動する)個人こそ〈人民〉であり、こうした〈人民〉に主権が備わっているのは当然のことと考えていた。主権者としての人民は自然権を保持するため「自然法により」、自己の自然権の一部を政府に権力として信託するのであり、こうしたことでも独立した個人の自覺的行動たるべきものとして考えられていた。個人は生まれながらにして、そのまま〈人民〉であるのではなく、自覺的に〈人民〉になるのである。この論理によれば、当然ながらイギリス全土には、〈人民〉ではない人間が存在することになる。無論人間が自由意志によって〈人民〉になること、それを追求し、こうした〈人民〉を拡大していくことこそ平等派の運動目的であり、ここには人間の徹底的な意識変革と、新たなる国家体制の構築とが直線的に結びつけられていた。だがこうした自己の自覚と責任により、ある集団に加盟するという組織論は、集団内部の倫理的規範と紐帶を保持するには有効であるが、国家——それも複雑な歴史的経緯と重層的な社会構成をもつ〔近代〕国家に、

20) Woodhouse, p. 28. 強調は引用者。

21) レインバラの発言に「人民が署名すべき協約といわれるもの」という一節がある。*ibid.*, p. 46.

この原理を適用しようとするのは非現実的であろう。少なくともあるがままのイングランドの現状の混乱に、秩序と安全をもたらすことを使命とする軍幹部には非現実的とみえたに違いない。しかしあるがままの混乱にただ秩序と安全を確立すればよいのか、そこには新たな原理による社会の再構成があって初めて新たな秩序と安全が生まれるのではないか。こうした問いかけは、「非現実的」な原理の追求者達の側から提起され、「現実主義者」がそれを受けとめざるをえない「現実」を知ることになるのは、それほど遠い先のことではなかった。

軍幹部は兵士代表の提案した『人民協約』の審議にたいして、『提案要綱』など一連の軍の発した宣言を具体化する点につき審議するよう逆提案した。その結果『人民協約』の審議項目中に軍の諸宣言に関連する事項がある場合は、それを同時に論議することとなり、これを前提として『人民協約』第1条から審議に入った。

『人民協約』第1条「イングランド人民は、議会における議員選出が、州・市・自治区によって、今日極めて不平等に配分されているので、住民の数に応じて公平に配分されるべきである。それらの人数、場所、方法に関する条件は、現議会の閉会以前に定むべきものとす」²²⁾。

かくして議論は、ただちに選挙制度改革問題に入った。まずアイアトンがこの条件にある選挙について、選挙権保有者の範囲から質問を始めた²³⁾。これに答えて説明した、平等派の士官トマス・レインバラ大佐およびマクシミリアン・ペティの発言は、近代デモクラシーの本質の一端を述べたものとして有名である。「私は協約に加盟するものすべてが〔選挙権保有者の範囲に〕含まれることを求めるものである。というのは、私の考えでは、確かにイングランドにおける最も貧しいものも、最も富めるものと同様、生きるべき生命をもっているからだ。したがって実際のところ、ひとつの政府のもとで生きるすべての人々は、まずそれらの人々自身の同意によって自己をその政府

22) Wolfe, p. 226.

23) Woodhouse, p. 53.

にゆだねるべきだということは自明のことである。確かにイングランドの最も貧しいものといえども、彼が参政権をもたない政府にたいしては、厳密な意味で自らをそのもとに従属させるよう義務づけられることはまったくない」²⁴⁾。さらにペティも述べた「その生得権を失っていないすべての住民は、選挙において平等な発言権をもつべきである」²⁵⁾。「協約に加盟するものすべてが含まれる」という言葉からもみられるように、これは先に述べた＜人民＞概念、すなわち『人民協約』に署名した個人の各々に限って、選挙権をも有することを、レインバラが前提としていたことは明らかである。その意味では、これは完全な男子普通選挙権を求めた史上最初の声ではなく、実際には厳格な権利の限定（制限選挙）を意味する発言ともいえるのである。当時ロンドンなど大都市の政治活動に容易に参加できる一部の＜人民＞とニューモデル軍の軍人を除けば、大半の一般庶民には『人民協約』など理解を絶した内容であり、革命的（危険）文書であった。それに署名することが、17世紀半ばのまだ多分に中世的因習の中で生きていた多くの人々にとって、いかに困難なことかは容易に想像できよう。こうした点からいえば、レインバラの発言を、現代に直接つながるデモクラシー原理の表明として単純にみることはできない。むしろここにみられる思想の顕著な価値は、平等派の一貫して主張した現状認識——すなわち＜自然状態＞のなかで人間は、生得権や自然権を守るために国家をつくるにあたって、「社会契約」を結ぶ必要があるという点であろう。だが議論はレインバラやペティの発言をうけて、＜人民＞概念にふれることなく選挙権の範囲そのものをめぐって白熱化した。

アイアトンはいう、「それが、この‘住民の数に応じて’（『人民協約』第1条）ということの意味なのか。それなら私はこう言いたい。もし諸君が選挙権をそのように広くとることを原則とするなら、それは私の考えでは、諸君は絶対的自然権 *an absolute natural right* に逃避して、すべての実定権 *all civil right* を否定せざるをえなくなるだろう。……わが王国の政治の運営と、

24) *ibid.*, p. 53.

25) *ibid.*, p. 53.

われわれが従うべき法を決定する人々の選挙を分担する権利は、いかなるものも——つまりわが王国における永続的固定利益 permanent fixed interest を有していないものは、いかなるものも、これをもたないのである」²⁶⁾。永続的固定利益とは、年収40シリング以上の中自由土地所有者 free-holder と各種職業組合に属する自由人 the freemen of corporations である²⁷⁾。「私の発言の要点は、財産に注目するものである」。「神の法も自然法も、私に財産を与えるはしない。財産は人間のつくった制度である。私は財産をもっており、私はそれを享受する。そして制度はこのような財産の基礎となっている」²⁸⁾。アイアトンは、このように指摘した後、さらにその「権利」の性格についていう。「すべての権利は次の点にあらわれている。……われわれは契約 contract または協約 agreement のもとににある。そしてこの協約は、人が先祖から相続した土地——その土地は法によって、その人に権利として割り当てられたものだが——の所有権に関するものである。その協約とは、われわれの間で平和維持のため、およびこの法を守るために協約してできた一般的権威のもとで、土地を享受し財産としてそれを保有し処分できるというものである。財産について、他人が自然法によって私の財産を奪いたいと要求する権利から私を守るもの——つまりその財産を、実質的にまた社会的に私のものとするのは法である」²⁹⁾。この発言で見るかぎり、アイアトンは財産権を実定法的に基礎づけている。その意味では、彼もまた社会契約の発想を表明したものととることができ。しかしアイアトンの契約概念は、無論平等派のそれとは質的に異なっていた。彼の場合、「協約とは、われわれの間で平和維持のため、およびこの法を守るために協約してできた一般的権威のもとで、土地を享受し財産としてそれを保有し処分できる」というものであって、伝統的な社会慣習のなかから、人間が安定した平和な社会の維持と、財産に裏付けられた生活の保障を求めて、人間が契約を結ぶものである。こうした見地か

26) *ibid.*, p. 53-54.

27) *ibid.*, p. 57.

28) *ibid.*, p. 53, p. 59.

29) *ibid.*, p. 26.

ら、平等派のいう＜自然状態＞における自然権あるいは生得権行使の発想をみれば、それはアイアトンには人間の無政府的欲望の合理化のための原理とみえたのであろう。アイアトンはいう。「生得権とは、自然法によってすべてを要求することができるということを意味する。(それなら憲法は破壊され、世俗の法律や制度も消滅する)。そして〔生得権を〕憲法に反してでも要求すべきものとすれば財産は失われ、人間があらゆるものを受け取る基盤も失われる。にもかかわらず、生得権を憲法の基本的部分であるというならば、生得権のごく一部を侵そうとするものやそれを望むものは、破滅せよということになるであろう」。「それはこの王国の最も根源的で基本的な国家体制 civil constitution、とくに財産をもつものの国家体制を排除する」³⁰⁾。アイアトンは、＜自然状態＞における人間の本質は、むきだしの欲望が解放される戦争状態であり、そこでは暴力による人間の殺し合いと社会的無秩序が蔓延するというホップス的認識を提示しつつ、これを回避し秩序ある状態に社会を保つのは、財産権の不可侵性を保証することなくしてはありえないと繰り返し主張した。

平等派のワイルドマンらはこれにたいし、既成の法が征服者ノルマン人によってつくられた輒 (Norman York 説) であり、爾来今まで人民はそのもとで隸属状態にあり、人民の自由の獲得は、すべてのイングランド人の自由な同意による政府をつくることにより可能であると反論した。また同じくセクスピールも、生命を賭して戦った兵士達は、財産をもっていないものが多いけれども、しかし彼らに全く権利がないはずがないと述べ、今この国で永続的固定利益をもつもの以外には権利がないというならば、われわれは騙されてきたのか、単なる給料目当ての傭兵にすぎなかったのかと詰め寄った。アイアトンは、兵士が戦ったのは、絶対君主の意志が法になるという危険を排除し、この国の利益代表によって運営される合法的統治のもとで、安全に生活するためにも戦ったと反論した³¹⁾。

30) *ibid.*, p. 71, p. 60.

31) *ibid.*, p. 65, p. 69, p. 72.

軍幹部と兵士代表の間の論戦は、これまでみてきたところからも明らかなように、ピューリタン革命全体の評価の相違から発している。(初期資本主義時代の独立生産者層の階級的利益を代表する軍幹部層と、それを切り崩そうとする平等派兵士代表の背後にある非有産階級との階級対立が、この論争の背景にあることは当然として)，平等派兵士代表にとって、この革命を推進する目的は自然権あるいは生得権の獲得である。『人民協約』は、「われわれの共通の権利と自由が明確にされる」ことをうたい、議会改革とその改革された議会が守り果たすべき人民への義務を明記して次のようにいう。「これらはわれわれの生得の権利であることを宣言する。……われわれはこれらの確固とした政治の原則が確立されることをながらく希求し、大きな犠牲を払ってそれをかちえた」。「自らの利益を理解すれば、この戦いに参加したかくも多数の同胞が、われわれに反対するなど思いもよらぬことである」³²⁾。平等派はこのように民衆に呼びかけ、一人でも多くの署名をえて『協約』を固め、それを新しい国家の憲法（草案）とすることが、この革命の進むべき方向であると確信していた。それを推進する主要な力がニューモデル軍にあることは明らかなので、軍の意志としてこの文書を公表することは、平等派兵士代表にとっては急務であった。その意味では、軍が長老派議会や国王とあいまいな妥協に走ることは、革命の挫折でしかないと彼らはみていたであろう。パトニー討論における平等派兵士代表の情勢認識は、このようにまとめられる。しかし軍幹部にとってこの革命勃発の理由は、既成の国家体制が絶対王制によってゆがめられた結果であり、そのゆがみを正すことをもって彼らの戦いの目的としていた。「一人の人〔国王〕の意志が法であってはならない。そしてまたわが王国の法は、代表達を選出し、その選出は王国の多数者によってなされなければならない。ここに人々をして戦いに向かわしめた理由がある」³³⁾と、アイアトンが述べていることからもそれは明らかである。ではかくも伝統的国家体制（議会の中の王）回復に執着した軍幹部が、なぜ国王処刑

32) Wolfe, p. 226, p. 228.

33) Woodhouse, p. 72.

からプロテクター制樹立にまで進んだのか。またなぜ平等派がその過程で解体して行ったのか。その間の経緯を探る一つの鍵を、パトニー討論の続編ともいすべきホワイトホール討論の中で検討すること、それが次の課題である。

2. 信教の自由と国家体制

1648年夏以降、第2次内戦終了後には、国王との妥協の道を模索する試みは不毛であることを独立派・軍幹部もようやく確信するにいたった。しかし、長老派はなおも国王との和解を求めて交渉を続けた。独立派・軍幹部からみて、状況を開拓する道は、議会の多数派をなす長老派議員の排除であった。12月6日のプライド・ページは、革命の進展過程における明らかな一転機である。このような時期に、第2次『人民協約』³⁴⁾とそれをめぐるホワイトホール討論が開かれたのであるが、この経過を検討するまえに、国王裁判とその処刑についての、平等派としてのリルバーンの立場を一瞥しつづいて第2次『人民協約』の内容を検討する。1649年1月1日、庶民院は国王裁判のための特別高等法廷を設け、1月27日「善良なる人民にたいする反逆罪」のかどにより死刑の判決を下した。リルバーンは、国王裁判におけるその判決に反対であった。その理由は、議会が国王のために特別法廷を設けたことにある。なぜなら、国王といえどもイングランド国民のひとりであり、その意味ではイングランドの現行の法の適用をうけねばならない。そして、もし現行法の適用による裁判が行われるとすれば、それは common law の法廷で裁かれるべきである。かりに、議会の特別法廷が必要とされるならば、それは新たな憲法=『人民協約』によって選挙された新しい議会によって構成されるべきだ、というものである³⁵⁾。彼はここで、手段を選ばず権力の独占に走りだした独立派・軍幹部への強い敵意と危ぐを表明するとともに、独立派・軍幹部

34) *Foundations of Freedom: or An Agreement of the People: Proposed as a Rule for future Government in the Establishment of a firm and lasting Peace*, Dec. 15, 1648. Wolfe, pp. 291-303.

35) John Lilburne, *The Legall Fundamental Liberty at the People of England*, June 8, 1649. [E. 560 (14)]. p. 43.

を牽制するためには、王党派への心理的歩み寄りをみせている。

さて、さきの16人委員会による新しい『人民協約』の「草案」は、国王裁判よりはやく1648年12月10日にできあがった。ところが、平等派の望んだように「草案」はひろく人民に示しかつ賛同の署名を得るために公表されることなく、ただちに軍の士官会議³⁶⁾にかけられることになった。そこで、平等派は独自に行動を起こし、人民に訴えるためこの草案を印刷し、12月15日全国に配布した。これがいわゆる、第2次『人民協約』である。

この新しい『人民協約』にはその冒頭に、"誠意をこめた同国人" A Nなる匿名氏の「出版者より公正なる読者へ」という序文がつけられている。そこではまずこの『協約』が、公共の福祉を念頭におき、将来この国に必要なものである自由の基礎、統治の法則を含むゆえに、それが決定される前にすべての人々が、その正しさについて考え、その内容のどれかについて異議を申し立てる機会をもつことができるよう、国民のまえに公表することが正しくかつ合理的であると説き、つづいて、信仰と法について次のように述べる。「とくに、これまでくりかえし論じられた明白な保留条件、すなわち、宗教問題について行政権力が強制あるいは制限すること、および法の規定にない国事犯にたいして、人民を処罰する議会の専制的権力行使について、上記2点は、いかなるものも暴君たらんとするもの以外は、その実行を求めることができず、またいかなるものも奴隸たらんとする意志をもつもの以外はそれに与することはありえないと確信する」³⁷⁾。そして本文にはいると、条文の前におかれたいわゆる前文は、第1次『人民協約』のそれとまったく同文である。このことは起草者達にとっての基本的な憲法理念が、第1次『人民協約』作成時とまったく変わっていないことを示している。しかし条文の内容はどうか、以下にそれを検討する。

第1条には、「同一人物を長期にわたって権威ある地位につけておくことか

36) この the Council of Officers は、パトニー討論の時のような the General Council of the Army ではない。この時期のニューモデル軍のデモクラティックな性格は後退していた。

37) Wolfe, p. 294.

ら明らかに生ずる多くの不都合を防止するために」現行議会の解散を1649年4月末日ないしそれ以前に解散することが記されている³⁸⁾。これは、第一次『人民協約』では第2条（解散日時は1648年9月末日）におかれていた。現行の議会の解散日時を、第1次では『人民協約』提出時（1647年10月28日）より約1年の猶予をみていたのにたいし、ここではわずか4ヶ月しかみていません。プライド・ページ後の議会にたいし、平等派はそれ以前の議会にもまして強い不信感を有していることを表している。

第2条は、選挙区を再編成し、庶民院議員の定数300名の地区別割り振りと5項目の選挙方法を記している。これは第1次では第1条におかれていた項目で、そこには簡単に「イングランド人民は、議会における自らの代表選出のため、州、市、自治区によって極めて不平等に配分されているので、住民の数に応じて、より公平に割り当てられねばならない。人数・場所・方法にかんするその条件は、現議会の終了以前に定められるべきこと」と書かれていたのと大きな相違がある。定数300名の割り振りの具体的な地区は、82地区におよぶ³⁹⁾。

選挙方法については、第1項が選挙人資格である。「各地区の選挙人は、この協約に署名したイングランド原住民（Natives）ならびに市民権取得者（Denizens）とし、施しをうけず、貧民救済のために普通に課税され、特定の人の使用人あるいは給与をうける使用人ではないものとす。また、すべての選挙において（大学は除き）、選挙人は21歳またはそれ以上の男子であり、世帯主としてその選挙の行われる地区に居住すること。ただし、今回の戦争と暴動において議会に反対し、国王に味方し、または援助したものは、以下に定める現議会の終結より7年間、この選挙に参加し、あるいは拳手または発言することを許されない。また現議会の終末に定められた期日以前にこの協約に署名しないものは、次期選挙に選挙権をもたず、もし後に署名してもかれらの署名後の選挙において、その署名がその選挙の6ヶ月以前でないか

38) *ibid.*, p. 295.

39) *ibid.*, pp. 295-297.

ぎり、いかなる発言もなしえないことを条件とする」⁴⁰⁾。この文言は、第1次『協約』ではなく（それゆえ、パトニー討論では選挙人の資格をめぐって、激論がかわされた），パトニー討論後の軍会議委員による『協約』草稿の第2条第5項②⁴¹⁾に記された文言に対応している。しかし、「草稿」では、「施しをうけず貧民救済のため通常課税され、特定の人の使用人か、あるいは給与をうけることのないもの」という一文ではなく、この部分が実質的に財産所有者に相当する点では、第2次『協約』起草時の筆者の意識の変化⁴²⁾をうかがわせるところである。

さらに注目されるのは、第4条であろう。「議会はそれぞれのそれぞれの[会期]開会後20日以内に、次期議会の初日までの政務を処理するために国務会議〔委員〕を任命し、国務会議は議会の与える指令と限度にしたがってその間の政務を行い、それ以外の行いに及んではならない」⁴³⁾。史上最初の責任内閣制の端緒である国務会議（Council of State）の構想は、1647年8月のアイアトンの手による『提案要綱』において提起されて以来、軍幹部のつねに変わらぬ主張であった。事実、国務会議は1649年2月14日発足するが、これまでの論争の過程で平等派は、この点について明確な否定的見解をのべたことはなく、実質的に軍幹部の国務会議構想をここで承認したことをあらわしている。ただし、第5条において、国務会議の権限にたいするきびしい制限をつけてはいる。「この目的のために、国家のすべての官吏は明確なる責任をもつがゆえに、腐敗せる勢力を支持するためのいかなる党派をもつくってはならず、国務会議委員、有給の軍隊または守備隊の将校、国庫の財務官あるいは徵税吏は（在職期間中は）議員に選ばれる資格はなく、かかる選挙が実施されるときには、同人は除外され、また弁護士が議員または国務会議委員に選出された場合、その任にある間は弁護士としての行為を禁止される」⁴⁴⁾。議

40) *ibid.*, p. 297.

41) Woodhouse, p. 449.

42) この場合は、パトニー討論の後、軍会議委員会で『人民協約』草稿第2条第5項について、軍幹部が平等派に歩み寄った時とは、逆のケースである。

43) Wolfe, p. 299.

会あるいは議員の権限についてのべた第6条の各項は、第1次『人民協約』第6条それらとかわるところはない。信仰の自由を保障した第1項（しかし、ここがホワイトホール討論の焦点となる）、戦争への強制徴兵の禁止を定めた第2項、現議会解散後の言動の免責を保障した第3項、財産や家柄などにかかわらずすべての国民に法の平等な適用を宣した第4項、などはほぼ同様であるといつてよい。ただし、第1次『人民協約』ではこのあとの第5項「法律は平等なると同じく善法でなければならず、人民の安寧と幸福にたいして、あきらかに破壊的であってはならない」という一文で終わるのにたいして、第2次『人民協約』のほうは、第5項では法律上の特権や免除の否定、第6項では法の執行にたいする議会の干渉の禁止、第7項では議員の官職への就任禁止（国務会議委員を除く）、第8項では議会が『人民協約』の基本精神を侵害することへの戒めを説いている⁴⁵⁾。なおこの項ではつづいて「人々の財産を平等にし、所有権を破壊し、すべてのものを共有にすることはできない」とし「平等派」としてまわりから攻撃されてきたいわゆる共産主義的政策の否定を明示している点に留意する必要があろう。権利の平等から財産の平等への政策的飛躍はもはやありえぬことの平等派としての宣言であろう。財産の共有への飛躍は、ウィンスタンリーの真正平等派において提起される。

なおこれらの諸条項のほかに、国務会議による緊急議会の選挙と召集を定めた第7条、国民の所有する公債の保証と、庶民院・貴族院を問わずそれらの議員におくられた金品の無効を宣した第8条、議会の定めた秩序に反抗する軍の将校への処罰をうたった第9条（ただし「この協約に公然と背く議会は除く」として抵抗権を認めている）まで⁴⁶⁾、第1次『人民協約』に比べて格段に詳しくかつ具体的な条項がもりこまれている。

またこの第2次『人民協約』の末尾には、新たに選出された議会において「第一級の問題」として審議されるべき政治・経済にかかわる11項目の議会

44) *ibid.*, p. 299.

45) *ibid.*, pp. 300-301

46) *ibid.*, p. 301.

権能の保留事項をかけている。これらはすべて議会の横暴による国民生活への干渉を具体的な事例をあげて戒めたものである。さらにこの後に追加された細目は、第1項が「国民に害毒をなす法律家の排除」と「英語でつくられた明白な規則」の必要性を説くものであり、第2項は詐欺行為などを防止するためすべての証書などを登記する州の登記所の設立をうながし、第3項は市長・州長官・治安判事・助役などの選出方法について定め、第4項は悪質な土地保有条件の廃止を勧告している⁴⁷⁾。

以上のような内容をもつ第2次『人民協約』は、リルバーン、オーヴァトン、ワイルドマンなども出席して、1648年12月14日から49年1月13日にかけて、ホワイトホールにおける軍の士官会議で討議に付されることになった。

約1年2ヶ月前のパトニー討論は、有権者の資格あるいはその範囲をめぐって論争が繰り広げられた。しかし今回のホワイトホール討論では、この問題はほとんど議論されなかった。その理由は前節にみたように、第2次『人民協約』では平等派が軍幹部にたいしてこの点の譲歩したからである。煩をいとわずその箇所を再び引用すれば、「各地区の選挙人は、この協約に署名したイングランド原住民（Natives）ならびに市民権取得者（Denizens）とし、施しをうけず、貧民救済のために普通に課税され、特定の人の使用人あるいは給与をうける使用人であってはならない」となっている。もはや「イングランドにおけるもっとも貧しいものといえども、もっとも大いなるものと同様生きる命をもっている。……イングランドにおけるもっとも貧しいものといえども、彼が参政権を持たない政府にたいしては、厳密な意味において自らをその下に従わせなければならない義務はない」⁴⁸⁾という、平等派の指導者一人トマス・レインバラ大佐のパトニー討論における発言の精神は後退していた。（ただし、1649年5月1日に発表された第3次『人民協約』⁴⁹⁾で

47) *ibid.*, pp. 301-303.

48) Woodhouse, p. 53.

49) *An Agreement of the Free People of England*, May 1, 1649. Haller and Davies, *The Leveller Tracts*, (Peter Smith, 1964). pp. 318-328. 以下 Haller & Davies と略記。

は、施しをうける貧民を除いて、上記制限は撤廃されている。) 選挙権の範囲をめぐる論争からかわって新たな論争の主題となったのは、“信仰の自由”または“良心の自由”と政治権力との関係をめぐる問題であった。第2次『人民協約』第6条第1項によれば、「われわれは代表者たちに、信仰・宗教・礼拝およびそれらに付随する事項について、いかなる人にたいしても刑罰またはその他の手段で強制したり、あるいはいかなる家屋や場所（公共の礼拝のために別に確保されているか、またはそうされるべきものを除く）においても信仰告白や良心に従って行う礼拝を妨げるような法律・宣誓・契約を効果あらしめ、あるいはそれらを作成する権限を付与しない。しかし、信仰・礼拝・規律にかんすることがらについて公的方法で国民の教育または指導を行うことは、（それが強制的ではなく、教皇主義をあらわさないかぎり）代表者たちの自由裁量に委ねられる」⁵⁰⁾としてこの問題にかんする明確な規定をおこなっている。討論の主題は、したがってこの条文の解釈というかたちで提起された。

討論の冒頭に出された論題、「官憲（magistrate）は宗教問題にかんして、強制力（compulsive）と抑制力（restrictive）を有するか、あるいは有すべきか」という問いは、「[『人民協約』にあるように] 宗教上の事項についてはいかなる制限も排除するか、あるいは自然的、世俗的事項にかんしてのみ権力を賦与し宗教については全くなにも言わないのであるか」⁵¹⁾という問いでもあった。そしておそらくアイアトンによって出された質問、「官憲は[宗教問題について] 神からかれに与えられた権力を持っているか」⁵²⁾が、討論の幕開きであった。これをうけて最初に発言したのは独立派の左派ともいいうべきジョン・グドウィンである。かれは、「神は宗教問題について、世俗の官憲にたいしいかなる権力も授けられていない」として世俗の官憲の役割あるいは責任は、あくまで政治問題の範囲にとどめることことを主張した⁵³⁾。グドウィンは平

50) Wolfe, p. 300.

51) Woodhouse, p. 125.

52) *ibid.*, p. 126.

53) *ibid.*, p. 126.

等派ではなかったが、独立派コングリゲーションを指導する宗教者としての信念から出た当然の発言であった。またリルバーンは、世俗の官憲が神から宗教問題について権力を与えられているか、などという議論はすでにこれまでの革命の経過において解決された問題である、として協約の採択そのものに議論の焦点を移そうとした⁵⁴⁾。

ここでアイアトンが長広舌をふるい、なぜにかれが「宗教問題について、官憲は神から権力を与えられているか」という論題を提起したかについてのべた。すなわち「すべての人々を世俗的な協約ないしは契約へ……必然的に導くのに必要なことは、それが平和を維持するのに必要であることを人々に理解せしめるにある」。平和を維持するということが当面の課題であり、そのためにはとりあえず現時点で革命を停止する必要がある、そしてそれを実行に移すための権力の委託の問題として提起したというのである。そのためには「宗教も公的な利害を約する契約」も「王国の真の宗教とともに自由を維持するという限度」のなかで取り扱われなければならない。つまり国家の秩序が崩壊すれば、宗教の自由も協約も無意味であるというのである。ここには、いかなる事態の推移のなかでも軍の力を背景にした独立派・軍幹部の主導権と支配の維持という強固な意志が示されている。アイアトンはさらに続けてのべる。内戦はイングランドにおいて最高権力を握るのは議会であるという結論を出したが「しかし、べつの問題が残っている。それは最高の信託をえたものに委ねられているのはいかなる種類の権力かという問題である。この問題で明らかかなことは、われわれの判断または良心を権力者に委ねるべきか否かを決めることではない。そうではなくて、[良心を他人に委託できないのは明らかなのだから]、問題はこうである。権力者にたいして人間の（内面ではなく）外面（肉体）にかんする（支配権の）信託を与えるべきかということであり、また平和の（維持）のためにのみ信託された権力に黙従する程度の問題である。前者が当然のことだとして、官憲の人間の外面の取

54) *ibid.*, p. 129.

り扱いかたとわれわれの側での官憲にたいする平和のための黙従のありかたを考えるなら、われわれが世俗の官憲に、世俗にかんすることと同様、靈的なこととがんする信託も平和のために委ねてもよいだろう」⁵⁵⁾。

アイアトンは主に世俗的権力の統治の限界を拡大するという観点から第2次『人民協約』案に批判を加えたが、平等派の世俗的国家体制（それは近代における中立的国家の最初の主張でもある）の樹立意図にたいする批判をもって、いわゆる千年王国論者ジョン・スプリッグもアイアトンに続いて発言した。「わたしは次のように考える。これ（世俗的なことがら）は、あなた（リルバーン）の仕事にとって基本的なこととはおもわれない。武器の力ばかりでなく、およそ力というものは神のなかで生み出され神によって働くものではなく、義によって滅びるものである。わたしは神が神の道を示したまわれるまで待ち、あまり早急に決着を急がないことが大切であるとおもう。この『人民協約』には、事態の早急な解決と新しい政治体制の樹立が打ち出されているが、わたしはわれわれがそのような力を持っているとはおもわない。そうではなく、神が新しい王国と世界をもたらすのである」⁵⁶⁾。ここにみられるのは、世俗的世界と内的あるいは靈的世界を峻別しつそれらを対立するものととらえる思想である。こうした立場からは、自然的・世俗的な制度や体制は、無価値のものとしてみられたわけである。世俗的世界における人間の権利にこの派の人々が無関心であり、その結果この討論の場においては客観的にはアイアトンを支持する立場にたったわけである。なお、独立派右派として「中道」にあったフィリップ・ナイは、当然ながらアイアトンを支持して、キリスト教徒である官憲は、宗教問題にかんする制限権力を必要とする、と強調した⁵⁷⁾。

平等派の反論は、主として先のグドウィンの見解に集約されていた。たとえばクラーク大尉は、官憲をもふくめて、この世のいかなる人間も、こうし

55) *ibid.*, pp. 129-131.

56) *ibid.*, p. 136.

57) *ibid.*, pp. 153-154.

たことに干渉する権利はなく、人間は自分のものと人のもの、あるいは人ととの間のことについては権利を有するが、神と人との間にかんするものには権利を持たないとのべ⁵⁸⁾、ワイルドマンは、「官憲は人民と同じように誤りやすいと考えられるべきであり、……権力のない人民よりももっと誤りやすいというべきである」⁵⁹⁾と主張した。

しかし、平等派を代表して、もっとも重要な見解をのべたのは、オーヴァトンであった。かれはアイアトンの人間の外部を支配可能であるという説を批判して次のようにいう。「かの紳士（アイアトン）は、官憲が人間の外部にたいしては権力を持つが、人間の内部にたいしては何人も権力を持たないとということを、あたかも当然であるかのように3回も4回も語った。ある場合はそういえるかもしれない。しかもしも官憲が、わたしの体にたいする権力を持つならば、かれはわたしが神に仕えるために外出しなければならない時に、わたしを家に閉じ込める権力を持つわけである。わたしはあなたがた〔軍幹部〕について一言のべたい。神はあなたがたを手段として、われわれがいま有している権利をわれわれに与えることを嘉みしたもうた。われわれは、その権利を神からのものとみるのであって、神によってわれわれは、あらゆる人生の楽しみを享受するのである。……確かに神はあなたがたを自由の手段とされた。宗教問題にかんしては、生命よりも自由が望まれる。自由からずんば無を与えるよ。……もしあなたがた自身がわれわれを言論問題における自由について援助できないのなら、われわれは生きている間にそれを求ることはできないであろう」⁶⁰⁾。ここにのべられたオーヴァトンの人間觀は、人間の知性と感性の統合された能力たる理性を「内なる人間」にみる近代的人間觀であり、それゆえにアイアトンのいう靈と肉の二元的存在という中世的思考への批判として展開されているといえよう。そしてかれのこの発言でさらに留意すべき点は、信仰の自由の問題を言論問題に結び付けている

58) *ibid.*, pp. 140-142.

59) *ibid.*, p. 161.

60) *ibid.*, pp. 139-140.

ことである。これはいうまでもなくピューリタンにおける信仰告白の重要性からはじまった自己の見解の表明という行為が、ひとつは政治的討論の隆盛を導き、いまひとつは非合法トラクトの出版の洪水が革命のエネルギーを引き出し、さらに世論の形成とオピニオン・リーダーの出現あるいは原初的政党政治の発生をうながしたことと結び付けてみればその意味は明らかである。ここに宗教的自由ないしは信仰の自由を意味した「良心の自由」という概念が、言論・出版の自由の概念とつながる契機があった。

討論はさらに続き、アイアトンが「偶像崇拜を行ったり、無神論を説いたり、神の光りに背くあらゆるひとをする人々にも、何の制限もなしに自由を与えるような規定を作るべきであろうか」⁶¹⁾と問いかけて、議論はふたたび振り出しにもどった。そしてこの後の議論は、聖書の解釈をめぐるスコラ的論議に陥り、次第に本題からそれていった。とくにアイアトンが、自己の立場を正当化するための論拠として、旧約聖書にみられるユダヤの政治制度を持ち出すにおよんで⁶²⁾、論争は全く末梢的な事柄に終始しはじめた。ホワイトホール討論は、ここにまったく実質的内容を失ってしまうのである。すべてに先んじて憲法制定を主張する平等派の攻勢にたいしてそれを先送りし、なによりも権力の実質的基盤の確立を優先せんとした、クロムウェル、アイアトンら軍幹部の意図はここにほぼ達せられた。

ホワイトホール討論はパトニー討論と同様、平等派の目指した『人民協約』の締結とそれによる新しい国家体制の樹立への足掛かりとはならなかった。リルバーンは失望し、審議中の草案を第2次『人民協約』として一方的に公表した。このことは、平等派およびそれに近い独立派の一部に混乱と怒りの感情をもたらし、以後平等派は次第に解体へ向かっていく。1648年12月28日平等派が、ホワイトホール討論はいかにデモクラシーの精神に反するものであったかを訴えた、『庶民の権利と自由にたいする訴え』⁶³⁾を総司令官フェア

61) *ibid.*, p. 189.

62) *ibid.*, p. 160f.

63) *A Plea for Common Right and Freedom*, Dec. 28, 1648. [E. 536 (22)].

ファックスに提出したところで事実上討論は終結した。

一方軍幹部はもまた、第2次『人民協約』を無視し、かれら独自で『士官会議の人民協約にかんする請願』⁶⁴⁾をまとめ、これを1649年1月20日庶民院へ提出した。この『士官会議・人民協約』は、ホワイトホール討論における軍幹部の論旨をうけて「人民を宗教について公的な方法で（強制的ではなく）教育すること、および教育のため、また異端・誤謬その他健全なる教理に背くものはなににたいしても反論し、またそれらを発見するための有能な教師の確保」⁶⁵⁾をうたっている。平等派からみれば、この『協約』は人民の署名による合意のうえにつくられたものではなく、議会（それもランプ議会）に請願という形をとったものであること、宗教を議会の関与するものとして認めしたこと、国務会議の権限が拡張されすぎていること、などの点で厳しく批判されるべきものであった⁶⁶⁾。もっとも、プライド・ページ後のランプ議会は国王裁判の問題に忙殺されており、士官会議の労を多としただけで、この『士官会議・人民協約』の審議は行わなかった。ホワイトホール討論の時期は、まさに革命の転機となったの時であり、国王の遭遇をめぐる議論ともあいまって、おびただしい文書が発刊されている。それらのうちにはホワイトホール討論に直接関連するものもある。たとえば、1648年12月22日に発表されたジョン・ジュップス『人民協約による平和と自由の提案』⁶⁷⁾は、ロンドン市長および市参事会の許可をえて、軍に提出されたもので、本文前書きには「イングランド、ウェールズのすべての（16歳以上の）自由民によって、同意、承認、署名されるべく全国におくられる。拒絶者にたいしては、この国の法の保護が禁ぜられ除外される。すべての署名は現議会に永久の法律とし

64) *A Petition from His Excellency Thomas Lord Fairfax and the General Council Officers of the Army, To the Honorable the Commons of England in Parliament Assembled, concerning the Draught of An Agreement of the People for a secure and prepared*, Jan. 20, 1649. Gardiner, No. 81. or Wolfe, pp. 331-354.

65) Wolfe, *op. cit.*, p. 348.

66) John Lilburne, *England's New Chains Discovered*, Feb. 29, 1649. Haller & Davies, pp. 157-170.

67) *Several Proposals for Peace and Freedom, by An Agreement of the People*, Dec. 11, 1648. Wolfe, pp. 311-315.

て報告され、記録されるために提出される」⁶⁸⁾とある。内容は、1. イングランド、アイルランドに起きた戦争によるすべての流血と富の喪失と破壊にたいする王の罪、2. (しかし) 王が庶民院を最高権威と認めかつ王の議会決定拒否権の永久放棄を認めるなら、王位の存続と国王復位を期待する、3. 選挙権は40シリング自由土地所有者 (free-holder) から、すべての謄本土地所有者 (copy-holder) へ拡大する、4. 教会への出席にたいするすべての強制を排除し、国教会教徒にもカトリック教徒にも、完全な信仰の自由を与える、などという諸点が特徴的であろう。ジュップスの『協約』は、平等派と軍幹部を和解させる意図をもっていたばかりでなく、長老派、王党派などすべての党派を和解させかつた宗教上の対立まで解消しようとする狙いをもって提起されていた。また12月26日に発表されたウイリアム・アッシャーストの『人民協約にたいする反論』⁶⁹⁾は、平等派の第2次『人民協約』が国内に混乱と分裂をまねくもととなっていること、それが全国民への訴えというかたちをとっていることから、自分も『人民協約』への反論を発表しひろく検討を期待するとして、13カ条にわたる批判点を挙げた。アッシャーストはとくに平等派のいう「人民」なる概念に疑問を呈し、また『人民協約』に署名するものとしないものとの関係、あるいは最高司法機関の不在などにも疑問を呈している。

ホワイトホール討論の失敗とそれによる平等派の事実上の解体、そして国王処刑から共和国の成立と軍部独裁の時期は、近代デモクラシー成立期の考察という観点からは、次第に具体的な政治過程の追跡とそこでのデモクラシ一生誕状況のかかわりを見ることよりも、いっそう抽象的な思想の次元へ踏み込んでいく。

(むらやま・たかやす／社会学部教授／2000年10月31日受理)

68) *ibid.*, pp. 314-315.

69) William Ashurst, *Reasons Against Agreement with late Printed Papers, intitled Foundation of Freedom*, Dec. 26. 1648. [E 536 (4)].

Aspects of a Political Thought —Puritanism and the Modern Democracy—

Takayasu MURAYAMA

Much Leveller activity occurred in print. The three leaders (John Lilburne, Richard Overton, William Walwyn) were all from 1646 veteran pamphleteers. And they were soon to become experienced petitioners as well. And they were articulate speakers, with others like John Wildman, Thomas Rainborough and other agitators at Putney Debate (from the end of the October to the beginning of the November 1647) and White Hall Debate (from the end of the December 1648 to the beginning of the January 1649) who faced the Army officers like Oliver Cromwell, Thomas Fairfax and Henry Ireton in debate on the form the English constitution furthermore faith or principle of democracy should take. In the several modes they continually claimed that they sought to persuade others to their views, not to impose them through force of arms: their idea was, as famously put by Walwyn, to 'get victory on the understandings of men'. They set out to persuade their contemporaries of four things: that there must be a program of reform in the church-state; that there should be a new constitution of authority designed to carry out and preserve those reforms; that the conditions were such that this new constitution should, could and must be instituted; and (finally) that the fundamental jural facts about being human justified the reforms, the constitution and its institution.